

平成20年3月12日(水)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○開会

1付託事件

- (1) 議案 24件(別紙)
- (2) 陳情 3件(別紙)

2協議又は報告事項

- (1) 発議案について
- (2) 閉会中の継続調査事件について
 - ・行財政運営の改善合理化について
 - ・私学教育の振興について
- (3) 県関係任意団体にかかる調査結果について
- (4) 岡山県税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (5) 消防の広域化推進計画(案)に対する意見等について
- (6) その他

○次回委員会

- ・平成20年4月15日(火)午前10時30分~

○閉会

総務委員会

1 議第 1 号 平成20年度岡山県一般会計予算

第1条第1項

第2項「第1表歳入歳出予算」

歳 入 全 般

歳 出

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費	營繕行政職員費	を除く
第7目 財産管理費	建築營繕推進費	
第10目 諸 費	国庫支出金返納金中 市町村負担金返納金 165,602円 51,000円	

第2項 企画費

第3項 地方振興費

第1目 地域振興総務費 自衛官募集費 ユニバーサルデザイン推進事業費

第2目 県民局費

第3目 事業調整費

第4項 徴税費

第5項 市町村振興費

第6項 選挙費

第7項 統計調査費

第9項 防災費

第10項 環境費

第2目 環境対策費 原子力防災対策費

第11項 人事委員会費

第12項 監査委員費

第8款 土木費

第4項 港湾費

第3目 空港管理費

第4目 空港建設費

第10款 教育費

第1項 教育総務費

第6目 私学振興費

第6項 大学費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第14款 予備費

第2条「第2表債務負担行為」

・岡山県職員住宅購入費

・庁用自動車のリース化・管理一元化経費(リースバック車両リース料)

・庁用自動車のリース化・管理一元化経費(新規リース車両リース料)

・総務事務システム開発費

第3条（地方債）

第4条（一時借入金）

第5条（歳出予算の流用）

- 2 議第 12 号 平成20年度岡山県公共用地等取得事業特別会計予算
(公共用地等取得費、吉備高原都市建設用地取得費関係分)
- 3 議第 14 号 平成20年度岡山県港湾整備事業特別会計予算
(寄島干拓地等造成費関係分)
- 4 議第 17 号 平成20年度岡山県収入証紙等特別会計予算
- 5 議第 18 号 平成20年度岡山県用品調達特別会計予算
- 6 議第 19 号 平成20年度岡山県公債管理特別会計予算
- 7 議第 20 号 平成20年度岡山県営電気事業会計予算
- 8 議第 21 号 平成20年度岡山県営工業用水道事業会計予算
- 9 議第 22 号 地方公営企業等金融機構出資について
- 10 議第 26 号 包括外部監査契約の締結について
- 11 議第 27 号 岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例
- 12 議第 28 号 岡山県公益認定等委員会条例
- 13 議第 29 号 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 14 議第 30 号 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 15 議第 31 号 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 16 議第 32 号 岡山県防災対策基本条例

第1条第1項

第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳 入 全 般

歳 出

第1款 議 会 費

第2款 総 務 費

第1項 総務管理費

〔 第1目 一般管理費 営繕行政職員費
第10目 諸 費 国庫支出金返納金中 206,746千円 〕 を除く

第2項 企 画 費

第3項 地方振興費

第2目 県民局費

第4項 徴 税 費

第5項 市町村振興費

第6項 選 挙 費

第7項 統計調査費

第9項 防 災 費

第10項 環 境 費

第2目 環境対策費 原子力防災対策費

第11項 人事委員会費

第12項 監査委員費

第8款 土 木 費

第4項 港 湾 費

第3目 空港管理費

第10款 教 育 費

第1項 教育総務費

第6目 私学振興費

第6項 大 学 費

第12款 公 債 費

第13款 諸 支 出 金

第4条 (地方債の補正)

- 18 議第 132 号 平成19年度岡山県公共用地等取得事業特別会計補正予算(第1号)
(公共用地等取得費、吉備高原都市建設用地取得費関係分)
- 19 議第 134 号 平成19年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
(寄島干拓地等造成費関係分)
- 20 議第 136 号 平成19年度岡山県収入証紙等特別会計補正予算(第1号)
- 21 議第 137 号 平成19年度岡山県用品調達特別会計補正予算(第2号)
- 22 議第 138 号 平成19年度岡山県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 23 議第 139 号 平成19年度岡山県営電気事業会計補正予算(第2号)
- 24 議第 140 号 平成19年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算(第2号)

意見の聴取について(案)

(生活環境保健福祉委員会、文教委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第27号	岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例 (第4条関係) 岡山県消費生活条例の一部改正に関する部分 (第5条関係) 岡山県環境基本条例の一部改正に関する部分 (第6条関係) 岡山県健康の森学園条例の一部改正に関する部分 (第7条関係) 岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正に関する部分 (第8条関係) 岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例の一部改正に関する部分	総務 生活環境 保健福祉	(総務学事課) (県民生活課) (環境政策課) (障害福祉課) 文教

(産業労働警察委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第29号	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 警察職員の特殊勤務手当に関する部分	総務 産業労働 警察	(人事課) (警察本部)

(另行系氏)

総務委員会陳情一覧表

○新規分 3 件

付託委員会名	総務委員会		紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨				送付	回答
陳情第50号 (20.2.4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参政権の付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求めることについて					
陳情第53号 (20.2.21)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏	地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たって、地方自治原則の堅持を求める意見書提出を求めるについて					
陳情第55-1号 (20.2.21)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏	原油価格高騰に関する緊急対策を求める意見書提出を求めるについて					

請願・陳情

平成20年3月12日

總務委員会

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第50号 (20. 2. 4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参政権の付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

現在、在日本大韓民国及びその賛同者が、永住外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を、全国の自治体の議会において採択するよう働きかけている。

そして、事実は確認されていないが、現在のところ全国1,882自治体のうち971(52%)の自治体がその意見書を採択していると彼らは言っている。

しかしながら、地方といえども、参政権を外国人に付与するのは明確に憲法違反である。岡山県においては、このような意見書を提出する議案が上程された場合には、以下の陳情の理由を冷静に判断していただき、安易に採択することなく、慎重審議の上否決されるように求める。

(陳情理由)

1 日本国憲法では、参政権を国民固有の権利（第15条第1項）としているが、地方参政権もその自治体の住民が選挙することになっている（第93条第2項）。

そして、平成7年2月28日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としている。

2 参政権付与に賛成する人々は、同判決の傍論にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げて最高裁のお墨つきを得たと喧伝しているが、この部分はあくまでも傍論であって主文ではない。この主文では原告（民団団員）の訴えは明確に棄却されている。

3 韓国では平成17年、在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めた。それをもって、相互互恵主義にのっとって日本でも認めるように働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。しかし我が国には現在永住外国人は約70万人があるので、相互互恵といったものでは決してない。

4 諸外国でも認めていると主張する人々もいるが、もともと一国であったスカンジナビア諸国を中心統合を理想とするEU等20カ国くらいであり、世界の趨勢ではない。それを我が国に当てはめようというの、著しく妥当性を欠く。

5 基本的人権であるから、また、納税しているから認めよと言う人々もいるが、では、選挙権のない未成年者には基本的人権はないのか、納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのか。

また、税金とは行政サービスの対価であるから、納税と参政権とは別個の存在である。

6 国政ではないからよいではないか、と言う人々もいるが、地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っているということは、地方議員の皆様が一番よく御承知のことだと存ずる。

以上のとおりであるので、当該議案がもし上程された場合、事情をよく御認識いただいて、慎重審議の上、否決されるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部市町村課)

永住外国人への地方参政権の付与については、基本的には国の立法政策にかかわる事柄であり、現在、国会において「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案」の審議がなされていることから、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置	
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
							送付	回答
陳情第53号 (20.2.21)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏	地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たって、地方自治原則の堅持を求める意見書提出を求めるごとについて						

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

政府は、地方分権を名目にした三位一体の改革（2004～6年度）によって、地方財政を6.8兆円（補助金改革△4.7兆円、税源移譲3兆円、交付税改革△5.1兆円）も縮小した。しかも、自治体には過去の経済対策による公共事業の地方債償還が重くのしかかり、2006年度決算を見ると、とりわけ地方の自治体の財政状況が悪化し、住民福祉の増進を安定的に進める上で重大な困難をもたらしている。

第166回国会で成立した財政健全化法に基づいて制定される政省令や運用いかんによっては、国が直接管理下に置いて住民サービスの削減、住民負担の強化、自治体職員の削減と労働条件引き下げを強要する、早期健全化団体（要注意）、財政再生団体（破綻）を続出させ、地方自治を破壊し、住民の暮らし、権利を守る自治体の責任を解体させるおそれがある。しかも、新たに自治体破綻法制が導入されると、財政力が脆弱な自治体は低利の資金調達ができず、金融機関やファンドが自治体を管理するおそれも発生する。

眞の地方分権を確立する自治体財政を確保するとともに、財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則をじゅうりんすることのないよう、下記の事項の実現が重要と考える。

については、貴議会において、下記事項につき地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していたくよう陳情するものである。

(陳情事項)

- 三位一体の改革において、国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、今日の地方財政危機

をもたらしていることを踏まえ、安定的税源の自治体への移譲、財政保障機能と財政調整機能を保障した地方交付税の確保等により地方財政を抜本的に拡充すること。

2. 財政健全化法の施行（政省令の制定及び運用）に当たっては、自治体関係者の意見を尊重すること。
自治体の自主性を重んじ、自治体の財政運営に対する国の関与を減らすこと。

早期健全化、財政再生自治体にあっても、住民自治及び住民の基本的人権を保障する措置を講じること。

3. 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）に基づく、早期健全化、財政再生対象の指標を定めるに当たっては、次のことを考慮すること。

- 住民の暮らしにかかわる企業会計や特別会計のうち、事業の性質上、やむを得ず生じる赤字を考慮した基準であること。
- 起債を健全に償還することへの不当な評価や、必要な投資が不当に抑制されない基準であること。
- 将来負担比率については、職員全員が退職した場合の退職手当の全額を算入するなど、不当・過大な基準でないこと。

4. 地方債発行に対する国の保障をなくし、債務調整などを前提とした地方債「自由化」に転換するならば、とりわけ財政力の脆弱な自治体にとっては、住民福祉の増進という自治体の責務を果たせなくなるため、自治体の財源確保に対する国との保障制度を堅持すること。

1. 地方交付税に関しては、平成20年度の地方財政計画において、「地方再生対策費」が創設されたことなどから、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は19年度比2.3%の増となり、地方一般財源総額としては1.1%の増とされたところである。

2及び3. 地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表制度や地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生等の計画を策定する制度等を定めた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が昨年6月に成立し、財政の健全化に関する諸比率の算定方法の細目等を定めた政令が昨年12月、省令が本年2月に公布されたところであり、退職手当の算入の考え方等については、この中で示されたところである。

算定方法については、将来負担比率に算入される第三セクター等への損失補償額の算定方法など、詳細については引き続き国において検討されており、その動向を注視してまいりたい。

4. 地方債に関しては、地方財政計画等により、国において適切に財政上の措置がなされているところである。また、債務調整については、総務省の「新しい地方再生制度研究会」の報告書において、「債務調整を制度化する場合の課題については、地方分権改革の議論に結びつけていくため、さらに具体的な検討を深めていくことが必要」とされたところであり、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置 送付	回答
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
陳情第55-1号 (20.2.21)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏	原油価格高騰に関する緊急対策を求める意見書提出を求めるについて						

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

原油、輸入穀物などの異常な高騰により、国民生活や営業が大きな困難に直面している。

原材料高騰によるコスト増を運賃・料金・価格に転嫁できない事業者も多く、賃金・労働条件切り下げや非正規化など、労働者への犠牲転嫁が出ていている。倒産や廃業に追い込まれる事態も見られ、今後拡大することが懸念される。

しかし、政府が昨年末に発表した「原油価格高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具現化について（取りまとめ）」では、極めて不十分である。その上、原材料の高騰の背景には、国際的なヘッジファンドなどの投機資金による影響が極めて大きく影響しているにもかかわらず、日本政府は規制をかけようとしていない。

私たちは、日本政府がこのような姿勢を直ちに改め、次の緊急対策を講じることを強く求める。

については、貴議会において、下記事項につき地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していくだくよう陳情するものである。

(陳情事項)

1. 政府備蓄の原油の放出と市場規制を行い、石油製品と灯油価格の抑制、鋼材等原材料、食料、生活必需品等の実効ある価格安定策を政府の責任で講ずること。（生活環境保健福祉委員会付託）
2. ガソリン、軽油などにかかる燃料税について、暫定税率を廃止すること。
3. 生活困窮者等に対する灯油購入費等の助成を、政府の責任で大幅に引き上げること。
(生活環境保健福祉委員会付託)
4. 国は、親会社や元請企業に対して、①原材料高騰、生活必需品の値上がりや最低賃金引き上げなどに見合う適正な下請単価・取引対価・運賃などの保障、②賃金・労働条件切り下げや非正規化など労働者への犠牲転嫁しないことについて、要請・指導を徹底すること。（産業労働警察委員会付託）
5. 独占禁止法、下請2法（下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法）を積極的に活用するとともに、不公正取引に対する罰則を強化すること。
(産業労働警察委員会付託)

執行部意見

(総務部税務課・財政課)

ガソリン、軽油にかかる揮発油税、地方道路税、軽油引取税については、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案において、暫定税率の適用期限を10年間延長することとされているところであるが、いずれにしても、暫定税率の廃止は地方財政に大きな影響を及ぼすものであることも踏まえ、国において適切に対処されるものと考えている。

岡山市の政令指定都市の指定に関する意見書（案）

岡山市は、平成17年3月22日に御津町、灘崎町、また、平成19年1月22日に建部町、瀬戸町の4町と合併し、人口約70万人を擁する中国・四国地方における大都市となった。

岡山市は、中国・四国圏域を結ぶ交通の要衝都市として発展を続け、商業、工業、農業、金融、学術、文化、医療、福祉など極めてバランスのとれた都市構造を兼ね備えており、岡山県の政治、経済、文化等の中心として、さらなる発展が期待されている。

こうした中、岡山市の都市ビジョンにおいては、「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」及び「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」を掲げ、大都市にふさわしい都市基盤の整備と地域の特性を生かした都市づくりを目指している。

岡山市が政令指定都市としての指定を受け、自治機能を強化してさらなる発展を遂げることは、岡山県はもとより近隣県の発展にも大きく寄与するものと考える。

よって、政府におかれては、岡山市を政令指定都市に指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長

海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書（案）

去る2月19日、千葉県沖において海上自衛隊第3護衛隊群所属のイージス護衛艦「あたご」と漁船との衝突事故が発生し、今なお漁船乗組員2名が行方不明となっており、早期の救助が望まれている。

事故原因の調査は現在進められているが、報道で伝えられる護衛艦の衝突前の回避行動や衝突後の対応を見ると、自衛隊に対する国民の信頼を著しく損ねるものである。

岡山県は瀬戸内海に臨み、隣県には海上自衛隊呉駐屯基地がある。瀬戸内海は日本有数の漁場であり、また瀬戸内工業地帯であるために民間船の往来も多数ある。

海上での安全航行上、漁業関係者や海運関係者はもとより、多くの県民が大変不安に感じており、県民の安心・安全を確保する立場から極めて遺憾である。

よって、国におかれでは、救助活動に万全を期すとともに、事故原因の究明を徹底的に行い、二度とこのようなことが起こらないよう、実効ある安全対策を早期に講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長

在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書（案）

去る2月10日午後10時35分ごろ、沖縄本島において在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属隊員による少女暴行事件が発生した。

女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪であり、県民に強い衝撃と多大な不安を与えている。

特に被害者が無抵抗な少女であることを考えれば、断じて許すことができない卑劣な行為である。

沖縄を初め全国各地の議会からも、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れ、政府にも米軍に対して強く働きかけるよう要請してきたところである。それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことに激しい憤りを禁じ得ない。

1995年に発生した少女暴行事件以来これまでにも婦女暴行事件が14件も発生し、今回の事件以後も米軍による不祥事が相次いでいる。

このように悪質で凶悪な事件が依然として後を絶たないことを考えると、米軍の綱紀粛正への取り組みや軍人への教育のあり方に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本県議会は、人権・生命・財産を守る立場から今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 沖縄県民の目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど、実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すこと。
- 3 日米地位協定の不平等性を改めること。
- 4 米軍基地の一層の整理縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

道路特定財源制度改革についての意見書（案）

道路特定財源制度は、道路整備のための緊急措置として、1954年に創設されて以来54年も継続してきた。また暫定税率は、道路整備をさらに加速するため1974年に設けられて以来34年も継続してきた。道路の総延長距離は120万キロに及び、国道の改良率、舗装率は9割を超えており、国道の整備は一定の進捗が図られている。一方、地方においては生活道路を中心に道路整備はおくれており、これについては今後も着実に進めていかなければならない。しかし、近年、時代の変化とともに社会保障や教育などの重要性が飛躍的に増大し、地域においてニーズに応じた政策選択を行うことが求められるようになっている。高齢化や人口減少など社会経済の変化の観点からも、地方分権改革の推進の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源とし、地方の自主財源としてその使い道を地方がみずからの判断と責任において決定できるようにするべきである。

暫定税率については、道路整備のためという約束で基本税率に上乗せして国民に負担してもらっているものであり、一般財源化に当たっては廃止することが妥当である。地方においては、自動車は生活上不可欠であり、保有台数も都市に比べて多く、負担は多額に上っている。暫定税率廃止により、地方における世帯当たりの負担を軽減させ、都市と地方の格差を是正しなければならない。また、原油や原材料価格の高騰が、他のさまざまな物価上昇の要因ともなっており、ますます厳しさを増している国民生活や中小企業の現状をかんがみれば、暫定税率を廃止して物価上昇を抑制することもより重要である。

よって、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を行うよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

総務委員会資料

- 県関係任意団体にかかる調査結果について P 1
- 岡山県税条例の一部を改正する条例の専決処分
について P 3
- 消防の広域化推進計画（案）に対する意見等
について P 4

平成20年3月12日

総務部

県関係任意団体にかかる調査結果について

県において、事務局業務を行っている任意団体は次のとおりである。

1 調査対象団体

法人格を有していない団体で、当該団体の事務を県で行っているもの

- ・県庁（出先機関も含む）内に事務局があるもの
- ・県職員が事務局員となっているもの又は經理事務を行っているものなど

2 調査結果

	分類	内容	団体数
1	イベント関係団体 (事務局所在等所属)	イベントなどをを行うため、期間を定めて設置されている団体(実行委員会など) ----- 地方自治法施行60周年記念事業実行委員会 (総務学事課)など	26
	うち 入場料等収入のある団体	第54回日本伝統工芸展岡山展実行委員会 (岡山県立美術館)など	9 (内数)
2	持ち回り団体	他都道府県、他市町村などと順番に事務局を持ち回る団体 ----- 第68回全国体育施設研究協議大会実行委員会 (スポーツ振興課)など	5
3	その他団体	その他、県業務に関連して事業を行う団体 ----- 岡山保健所管内愛育委員連合会 (備前県民局健康福祉部保健課)など	274
	計		305

※ 職員の親睦会やサークルなど、県の施策と関係のない活動のみを行っている団体は対象外

※ 団体としての財産がないもの、H19年度において活動実績がないもの及びH19年度予算のないものは対象外

分類1(イベント関係団体)の内訳

1 平成19年度に入場料等の収入のある団体

9団体

※イベントの開催等による収入(参加料・入場料等)があり、事務局において収益金を管理しているもの。

団体名	事務局	摘要
ミュージカル「地震カミナリ火事オヤジ」実行委員会	消防保安課 (県消防協会事務局)内	チケット販売
日本絵本の世界展実行委員会	岡山県立美術館内	展覧会チケットの販売
坂田一男展実行委員会	//	//
第54回日本伝統工芸展岡山展実行委員会	//	//
人間国宝荒川豊藏展実行委員会	//	//
名品で楽しむ表装の美展実行委員会	//	//
天プラ・ホールセレクション実行委員会	天神山文化プラザ内	入場チケットの販売
映画「釣りバカ日誌18」岡山ロケ支援委員会	観光物産課内	チケットの販売
瀬戸大橋開通20周年記念事業岡山県実行委員会	監理課内	橋上ウォーク等イベント参加費の徴収

2 今後、入場料等の収入予定のある団体

3団体

団体名	事務局	摘要
おかやま県民文化祭実行委員会	文化振興課内	平成20年度にチケット販売を予定
文化功労者 高木聖鶴 書の世界展実行委員会	岡山県立美術館内	平成20年度に展覧会チケット販売を予定
第26回全国都市緑化おかやまフェア実行委員会	フェア実行委員会事務局(都市緑化フェア推進室)内	平成20年度にチケット販売を予定

3 入場料等の収入のない団体

14団体

岡山県税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成20年度税制改正を行うため、地方税法が3月末までに改正される予定となっているが、法改正が行われた場合には、4月1日から施行されることとなるものがあるため、これに対応できるよう県税条例を専決処分により改正する必要がある。

[条例改正の主な内容]

1 道路特定財源に係る改正

- (1) 自動車取得税の税率の特例措置（本則3%→5%）及び免税点の特例措置（本則15万円以下→50万円以下）の適用期限を平成30年3月31日まで10年延長する。
(附則第19条、附則第20条関係)
- (2) 軽油引取税の税率の特例措置（本則15.0円／㍑→32.1円／㍑）の適用期限を平成30年3月31日まで10年延長する。
(附則第22条関係)

2 環境税制に係る改正

- (1) 低公害の自動車に係る自動車税の税率の特例措置については、軽減の対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、環境負荷の大きい自動車に係る自動車税の税率を重くする特例措置とともに、適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。
(附則第17条の6関係)
- (2) 低公害の自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置については、軽減の対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。
(附則第20条の2関係)
- (3) 平成21年排出ガス保安基準に適合するディーゼル乗用車に係る自動車取得税の税率の特例措置を創設するとともに、環境性能に優れたディーゼルトラック等に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。
(附則第19条関係)

※ 平成20年度税制改正のうち、証券税制等に係るものについては、6月議会に改正条例案を諮ることとしているため、今回の専決処分の対象としていない。

消防の広域化推進計画(案)に対する意見等について

岡山県では、災害の複雑化、多様化、大規模化等に対応した市町村消防の体制の整備及び確立に向けて、本年度中に策定することとしている「岡山県における市町村の消防の広域化推進計画」の(案)について、おかやま県民提案制度(パブリック・コメント)に基づき、県民の皆様からの意見等を募集しましたが、その結果の概要は次のとおりでした。

1 意見と県の考え方

別紙の通り

2 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成19年度中 県による推進計画の策定
- (2) 平成20年度以降 広域化対象市町村による広域消防運営計画作成
- (3) 平成24年度を目指す 広域化の実現

意見等の概要と県の考え方

(広域化)

ご意見等の要旨	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害に備え、早期に消防一本化を実現してもらいたい。 ○ 自分が住んでいる市は近隣市町村との隣接状況から県内を1本部に広域化するほうが効率がよい。 ○ 周辺部は取り残される不安がある状況では、基本的に広域化に賛成し難い。 ○ 細かな署所等の配置の整理につながる恐れのある広域化には反対である。 ○ 内容が理解できず反対である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、市町村や消防本部を中心に消防力の充実強化の観点から、広域化の実現に向けた具体的な議論が行われることとなります。 ○ 広く県民や関係者の方々への情報提供、普及啓発を行ってまいります。

(現場到着時間等)

ご意見等の要旨	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場到着時間の短縮などが、今回の消防本部の合併により、かなりの部分で取り組まれていることに非常に満足している。 ○ 一人暮らしの高齢者にとっては、事故で近くの救急車が出払っていても、隣の市から救急車が来てもらえるのであれば安心である。 ○ 中山間の当地では、現在の広域応援協定での対応で十分である。 ○ 周辺部では、現場到着時間は現在の消防体制で十分だと思える。 ○ 当市では、現場到着時間の短縮は考えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防の広域化は、管轄区域の境界が取り扱われることによる現場到着時間短縮効果や災害の輻輳時における統一的な指揮の下での効果的な部隊運用について効果が期待できると考えています。 ○ 全県的な消防力強化の観点から、消防署所から遠く、現場到着に時間がかかる地域においての時間短縮は大きな意味があると考えています。

(職員・資機材・人員等)

ご意見等の要旨	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大きな組織になれば、互いに刺激し合え、更に長期研修を受けやすくなり、消防士のレベルアップのチャンスが増える。 ○ 各消防本部で職員の考え方を開きがあると思うが、団体行動が基本となる警防活動において、考え方の異なる隊員が上司の指示命令に服することができるのか。また、給料体系 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防の広域化により、人事ローテーションの設定や職員の長期研修が容易となることから、救急業務や予防業務の専門職員の養成・確保に効果が期待できると考えています。 ○ 今後、市町村や消防本部を中心に職員の待遇、消防署所を含む消防力の配置や部隊運用等について協議が行われることとなります。

<p>や手当、階級など様々な処遇で勤務している職員を同じ土俵に上げて問題は生じないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域化した場合には、現在配置されている分署の廃止・統合やスケルメリットで高額な消防車が整備されても、大きな都市にしか配備されないなど周辺部は取り残される不安がある。 ○ 内部管理事務員、通信員の配備の効率化については、理論的には効果として考えられるが、余剰人員は、人口の多い、事故発生率の高い所の現場要員として集中するのではないか。 ○ 市町村合併など見るに、効率などが求められれば細かな配置が整理されがちである。 ○ 当市では、高規格救急自動車を配備し活動している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域化により、一般的に、高度で高価な車両・資機材の導入を容易にしようとするものです。 ○ 資機材の導入に当たっては、市町村や消防本部間で十分に協議が行われます。 ○ また、計画的に整備を進めている場合も、より実施しやすくなると考えております。
--	---

(連携)

ご意見等の要旨	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は、小さな消防であるがゆえに顔見知りの人が多く、地域住民と距離感なく業務を進めている。 ○ 発災時には消防団との連携は不可欠だが、この連携が薄れてくる感じがする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は地域の実情に配慮しつつ各地域の総合的な消防力を充実・強化させる観点から、十分な検討・協議を行う必要があることを記載しています。今後、市町村や消防本部を中心に地域の実情等を十分に踏まえた形での検討が進められていくこととなります。 ○ 消防団等との連携は重要であると考えており、対応策の例を計画案に記載しています。今後、市町村や消防本部を中心に消防団との連携について議論が行われていくこととなります。

(その他)

ご意見等の要旨	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ デメリットの記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団や防災・国民保護担当部局との連携という課題があると考えており、具体的な方策について記載しています。